

令和 7 年国勢調査審査事務に係る労働者派遣業務契約書（案）

- 1 名 称 令和 7 年国勢調査審査事務に係る労働者派遣業務（以下「派遣業務」という。）
- 2 業務の内容 令和 7 年国勢調査審査事務に係る労働者派遣業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。
- 3 契約の期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 9 日まで
- 4 派遣の期間 ①令和 7 年 1 2 月 2 日から令和 8 年 2 月 4 日まで
②令和 8 年 2 月 5 日から令和 8 年 2 月 9 日まで
- 5 派遣の人数 ① 1 日あたり 3 0 名
② 1 日あたり 1 5 名
- 6 派遣単価 1 人 1 時間当たり ○○円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 7 契約保証金 免除
- 8 派遣先 群馬県総務部統計課（群馬県前橋市大手町 1－1－1 群馬県庁 9 階）
- 9 就業場所 令和 7 年国勢調査審査会場（群馬県前橋市亀里町 1 3 1 0 群馬県 J A ビル内）
- 10 組織単位 総務部統計課
- 11 契約の方式 労使協定方式

上記派遣業務について、群馬県知事 山本一太（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）とは、次の条項によって契約を締結する。

（総則）

- 第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 この契約に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるものとする。
 - 6 この契約書における期間の定めについては、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）及び商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）の定めるところによるものとする。
 - 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、甲の事務所の住所地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

（契約の目的）

- 第 2 条 この契約は、甲が行う業務を補助するために、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、派遣業務を遂行するために必要な事項を定める。
- 2 この契約を履行するのに際し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号。以下「労働者派遣法」という。）を遵守するものとする。

(乙の履行義務等)

第3条 乙は、甲に対して、仕様書に定める要件及び条件のほか、本契約書に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。また、甲乙協議の上仕様書が変更された時は、変更された仕様書に従って実施しなければならない。

2 乙は、労働者派遣法が求める必要な記載事項について、労働者派遣契約内容通知書を作成し、その作成の都度、甲に対して確認を求めるものとする。

3 甲は、前項の労働者派遣契約内容通知書の記載内容について疑義がある場合、その書面到着から起算して1週間以内に乙に申し出るものとする。

(派遣業の届出)

第4条 乙は、本契約を締結するに当たって、あらかじめ甲に対して労働者派遣事業の許可を受けていること又は届出を行っていることを明示しなければならない。

2 乙は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に、労働者派遣法第10条に定める有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(派遣労働者)

第5条 乙は、この契約に係る派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第35条に定める事項を甲に通知しなければならない。

2 甲は、派遣労働者が不相当と認められたときは、その事由を明示し乙に変更を求めることができる。

(派遣料の上限額)

第6条 本契約における派遣料の上限額は、次のとおりとする。

金 ○○円 (うち、消費税及び地方消費税 金 ○○円)

2 1時間当たりの派遣単価には、乙がこの契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険及び社会保険料を含むものとする。

3 月額派遣料の計算期間は、月の初日から月の末日までの1か月とし、各月毎に派遣労働者の就業時間(0.5時間未満の端数については切り捨て、0.5時間以上の端数は切り上げる。)に基づき、月額派遣料を算出するものとする。なお、各日の派遣社員の就業時間は、5分単位(端数については切り上げる。)で算出する。

4 前項で算出された月額派遣料の他、出張経費その他派遣業務遂行上特にやむを得ないと甲が認めた経費については、加算することができる。

(就業の確保)

第7条 乙は、甲と協力して本派遣業務が円滑に遂行できるよう、派遣労働者に対し、適正な管理を行うものとする。

2 乙は、労働保険及び社会保険の適用手続を適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うものとし、その経費負担は乙が負うものとする。ただし、新規に雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該労働者派遣の開始後速やかに、乙の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続を行う場合にはこの限りではない。

3 乙は、労働基準法に基づき、派遣労働者には派遣業務に支障のない範囲において有給休暇を取らせるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。

4 甲は、派遣労働者が前項の有給休暇を取得する場合や欠勤等で勤務を行えない場合には、乙に対してその期間中に代理の派遣労働者の派遣を要請することができるものとし、乙は、甲から代理の派遣労働者の派遣要請があった場合には、可能な限りその要請に応じなければならない。また、代理の派遣労働者に対する契約金額等の諸条件は、本契約に準じるものとする。

(安全及び衛生に関する事項)

第8条 甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については甲の安全衛生に関する規定を適用し、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

(派遣業務指揮)

第9条 甲は、本派遣業務における指揮命令者を定め、乙に通知する。

2 派遣労働者は、その派遣業務の実施に当たり、前項の指揮命令者の指示に従うものとする。

(報告等)

第10条 乙は、派遣労働者が毎勤務日終了後に勤務報告書を作成し、その内容について指揮命令者の確認を受けるよう、派遣労働者に対して指導を徹底する。

2 乙は、派遣労働者が各月末日の勤務終了後、翌月10日までに甲に該当月の勤務状況を報告する。

3 甲は、第1項または第2項に記載する報告に疑義がある場合、速やかにその旨を乙に通知するものとする。

(検査)

第11条 甲は、前条第2項に記載する報告を受理した日から10日以内に検査を行うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第12条 乙は、甲の事前の承認なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(事故等の報告)

第13条 乙は、派遣業務の提供に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な応急措置を講じるとともに、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 乙は、第1項の事故等が発生した場合には、遅滞なく詳細な経過報告及び今後の対処方針を甲に提出しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第14条 本契約の履行に関して乙の責に帰すべき事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(派遣業務の変更等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める1時間当たりの派遣単価、履行期限その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。

2 前項の規定による変更等によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該変更等された派遣業務量に1時間当たりの派遣単価を乗じた総額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(派遣料の支払等)

第16条 乙は、第11条の検査に合格したときは、毎月月末までに前月分の派遣料の支払いを請求する請求書を甲に提出するものとする。なお、派遣料は、第6条第3項に算出された金額に、消費税及び地方消費税を乗じた額(円未満の端数は切り捨て)を加えたものとする。

2 甲は、前項による請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に、乙に対して派遣料を支払うものとする。

(事情変更による契約金額の変更)

第17条 契約期間内に経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、契約金額もしくは契約書及び仕様書に記載する諸条件が不相当となったと認められるに至ったときは、法令の制定または改廃による場合は乙の負担増となった部分について、それ以外の事情変更による場合は合理的に正当化される範囲で、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(甲の契約解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本契約を解除することができる。

(1) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても、業務に着手しないとき。

(2) 契約の履行について不法の行為があったとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。

(4) 派遣労働者が暴力団員等であることが判明したとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき(前項第1号又は第2号にあっては、乙の責めに期すべき理由がある場合に限る。)は、乙に対して違約金として1時間当たりの契約単価に派遣予定時間を乗じた総額の10分の1に相当する額の支払を求めることができる。

3 甲は第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付令）又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、1時間当たりの契約単価に派遣予定時間を乗じた総額の10分の2に相当する額を違約金として甲が指定する期限内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第20条 乙が、第18条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を項の指定する期限内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（権利の帰属）

第21条 本契約に基づき派遣労働者が派遣期間中に得た成果についての一切の権利は、甲に帰属するものとする。

（派遣労働者からの苦情の処理）

第22条 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定め、互いに通知するものとする。

2 甲における前条に定める者が苦情の申出を受けたときは、ただちに甲における責任者へ連絡することとし、当該責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

3 乙における前条に定める者が苦情の申出を受けたときは、ただちに乙における責任者へ連絡することとし、当該責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

4 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

（協議解除）

第23条 甲は、必要があるときは、乙と協議・合意の上、本契約を解除することができる。

（乙による労働者派遣の停止）

第24条 乙は、次の各号の事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合、乙は甲に対して、事前に労働者派遣を停止する理由、提供を停止する日及びその期間を通知するものとする。

る。

(1) 甲が派遣料の支払いを遅滞したとき。

(2) 甲が本契約の各条項に著しく信義に反して違背したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、甲の責に帰すべき事由により乙の派遣業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

2 甲は、第1項の規定による労働者派遣の停止を理由として、乙に対して派遣料の支払いを拒み、又は損害賠償の請求をすることはできない。

(乙の契約解除権)

第25条 乙は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により派遣業務内容を変更等したため、仕様書に記載された派遣予定時間に1時間当たりの派遣単価を乗じた総額が3分の2以上減少したとき又は派遣業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって派遣業務を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する派遣料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置)

第26条 甲に起因する事由による甲の契約解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用安定を図るための措置は、次の各号のとおりとする。

(1) 契約解除の事前の申し入れ

甲は、契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

前項に基づき契約が解除される場合は、甲は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、前項の就業機会の確保ができないときは、契約の解除に伴い乙が当該労働派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。この賠償の中には乙が派遣労働者を休業させる場合の休業手当に相当する額、乙がやむを得ない事由により派遣労働者を解雇する場合の解雇予告手当に相当する額が含まれるものとする。

(4) 契約解除の理由の明示

甲は、契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

(解除に伴う措置)

第27条 第18条、第19条、第23条、第25条の規定により契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は、当該履行完了部分に対する派遣料を支払わなければならない。

(機密保持)

第28条 甲及び乙は、派遣業務の履行上知り得た機密情報を他の目的に使用してはならない。また、相手方の事前の書面による同意がある場合又は法令による開示を求められた場合を除き、第三者に開示漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報又は公知となった情報
- (2) 権限を有する者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 機密情報を利用することなく独自に作成した情報

2 前項の機密保持義務に違反したことにより甲乙または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

3 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。なお、個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」第2による。

(個人情報保護)

第29条 乙は、派遣業務の履行上知り得た個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号）を遵守しなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第30条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(責任者の設置)

第31条 甲及び乙は、本派遣業務における責任者を選任し、互いに通知するものとする。

(通知の発行)

第32条 甲から乙、又は乙から甲に対する文書の通知は、通知を受信した日から効力を発するものとする。

(代表者等の変更の通知)

第33条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更した時は、速やかに相手方に通知しなければならない。

(契約の費用)

第34条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第35条 仕様書等及び本契約書に定めのない事項並びにこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当該者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年〇〇月〇〇日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 山 本 一 太

乙 〇〇

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（管理体制）

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

2 乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項）の委託を受けている場合には、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第2条第8項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限について書面で報告しなければならない。

（適正管理）

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

4 乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

（作業場所の特定）

第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはな

らない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、書面による甲の承諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の承諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（媒体等の返却等）

第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返却するものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

（従事者への周知及び監督等）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(実地検査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳及び、この特記事項の遵守状況について、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

(漏えい等の報告)

第14 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。